

政令番号251 フェニトロチオン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道					5.0E+0	2.1E+1	15.6	20.6
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						6.0E-1	0.6	0.6
7	福島県						3.5E+2	350.0	350.0
8	茨城県						3.0E+1	30.0	30.0
9	栃木県								
10	群馬県						1.1E+1	11.0	11.0
11	埼玉県						1.5E+1	15.0	15.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県						3.4E+1	34.0	34.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県					2.0E-1	4.4E+1	44.0	44.2
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						2.8E+1	28.0	28.0
28	兵庫県						1.3E+2	125.4	125.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						1.2E+3	1,213.0	1,213.0
35	山口県						3.9E+2	390.0	390.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県	9.0E+0			9.0		5.0E-1	0.5	9.5
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県						2.7E+0	2.7	2.7
47	沖縄県								
全 国		9.0E+0			9.0	5.2E+0	2.3E+3	2,259.8	2,274.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。